

平成 30 年 3 月 8 日

東京大学医学部附属病院
病院長 齊藤 延人 殿

東京大学医学部附属病院監査委員会

平成 29 年度第 1 回監査委員会報告について

東京大学医学部附属病院監査委員会規則に基づき、下記の通り監査を実施しましたので報告いたします。

1. 監査方法

医学部附属病院の安全管理体制等について、医学部附属病院管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者に対してヒアリングを行った。

2. 監査結果

- (1) 医療安全管理体制は病院長の下に医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者が位置付けられており、病院長を中心とする指揮命令系統が明確に構築されている。
- (2) アクシデント・インシデントレポートは病床数に比べ 5 倍近い数が報告されており、適切である。職種別の報告数をみると、医師からの報告割合（9.2%）が増えるとより望ましい。
- (3) 高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療に関する審議プロセスについては、病院長が申請のあった医療行為を全て把握したのち、医学部に設置された新規診療等検討委員会、病院に設置された高難度新規医療技術評価部及び未承認新規医薬品等評価部において科学的妥当性や倫理面について審議がなされており、適切である。
- (4) 本監査委員会は病院管理者の下に設置されている。ヒアリングにおいて、関係各所に確認のうえ監査委員会を病院管理者の下に位置付けたとの説明があったが、今般の特定機能病院承認要件見直しにかかる省令改正の趣旨を勘案し、監査委員会は大学開設者の下に設置するよう組織上の位置づけの見直しをお願いしたい。

以上